

(仮称) 甲賀市男女共同参画の推進に関する条例 (案)

章	項目	内 容
前文	前文	
第 1 章	総則	
	第 1 条 (目的)	1. 男女共同参画の推進についての基本理念を定めること 2. 責務を明らかにすること 3. 男女共同参画の推進に関する施策の事項を定めること 4. 男女共同参画社会の実現に寄与すること
	第 2 条 (定義)	1. 男女共同参画について 2. 積極的改善措置について 3. セクシュアル・ハラスメントについて
	第 3 条 (基本理念)	1. 男女の人権の尊重 2. 性別の固定的役割分担の改善 3. 男女が社会的に対等な構成員として方針の立案・決定に参画する機会の確保 4. 家庭生活の活動と他の活動との両立 5. 妊娠・出産に関して男女双方の意思の尊重と健康な生活の推進 6. 国際的協調の推進 7. 女性の活躍の推進
	第 4 条 (市の責務)	1. 男女共同参画施策の策定・実施 2. 国、他の地方公共団体との連携
	第 5 条 (市民の責務)	1. 市民は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めること 2. 市民は市の実施する施策に協力するように努めること
	第 6 条 (事業者の責務)	1. 女性活躍の推進。事業活動に対等に参画する機会の確保、ワーク・ライフ・バランスの推進 2. 事業者は市の実施する施策に協力するように努めること
	第 7 条 (セクシュアル・ハラスメント等の禁止)	1. セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの禁止
	第 8 条 (市民に広く表示する情報に関する配慮)	1. 性別役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの助長、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないような配慮
第 2 章	男女共同参画の推進に関する基本的施策	
	第 9 条 (男女共同参画計画 (女性活躍推進計画))	1. 計画の策定 2. 計画の策定及び変更に関する審議会への意見聴衆 3. 計画の公表
	第 10 条	1. 計画の推進への配慮

(施策の策定等に当た るの配慮)	
第11条 (広報活動等の促進)	1. 男女共同参画について理解を深めるため、市広報紙又は市ホームページ並びにフェイスブック等により広報活動、情報提供を行う
第12条 (市民等の活動に対する支援)	1. 市民等の活動に対する支援
第13条 (相談への対応)	1. 性別による差別的取り扱いその他推進に影響を及ぼすことに関し市民及び事業者から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応すること
第14条 (苦情の処理)	1. 施策について、市民または事業者から苦情の申出があった場合は、適切な処理を行うこと
第15条 (積極的改善措置)	1. 社会のあらゆる分野において、男女の参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講じる 2. 附属機関の委員の任命及び委嘱の場合に当たり、格差が生じないように努めること 3. 男女共同参画の不均衡を是正（女性の社会における活躍の推進） (1) 職業生活と家庭生活との円滑な両立が可能となるよう、環境整備を図ること (2) 女性の職業生活における活躍を推進するため、事業者等に対し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずること (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、積極的に女性職員の登用及び育成を図ること (4) 男女がともにまちづくりに参画できるように、地域コミュニティにおける意思決定等の場への女性の参画の推進を図ること (5) 女性が主体となった市民活動の促進を図ること (6) その他女性の活躍を推進するための積極的改善措置を図ること
第16条 (地域コミュニティ等における男女共同参画の推進)	1. 自治会などの地域コミュニティ団体は、その活動にあたって、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めること 2. 自治会などの地域コミュニティ団体における男女共同参画の推進を図るため、情報提供その他必要な支援に努めること
第17条 (就業環境における男女共同参画の推進)	1. 事業者は次の就業環境における取り組みの推進に努めること (1) 個人として能力を発揮する機会の確保 (2) 職場および家庭生活における活動の両立を図るための支援 (3) セクシュアル・ハラスメントの防止 2. 事業者は、前項の取り組みを推進するため、情報提供その他必要な支援に努めること 3. 男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、取り組み状況について報告を求められることができる
第18条 (教育、保育および学	1. 教育および保育に携わる人は、男女共同参画の推進に果たす役割を十分認識し、基本理念に基づいた教育または保育に努めること

	習の推進)	2. 教育および保育の場において、男女共同参画についての理解が深まるよう努め、性別役割分担にとらわれない多様な選択を可能にする教育および学習支援に努めること
	第19条 (家庭生活および職業生活などの両立支援)	1. 男女がともに家庭生活、地域コミュニティ、職場その他のあらゆる分野における活動の両立ができるよう環境整備などの支援に努めること
	第20条 (ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援)	1. ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などに対し、関係機関などと連携を図り、必要な支援に努めること
	第21条 (推進の体制)	1. 推進するため、必要な体制整備を行うこと 2. 施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めること
	第22条 (年次報告)	1. 毎年、施策の実施状況について審議会に報告するとともに、公表すること
第3章	甲賀市男女共同参画審議会	
	第23条 (甲賀市男女共同参画審議会)	1. 附属機関として、甲賀市男女共同参画審議会を置く 2. 審議会は、この条例の規定に基づく事項のほか、市長の諮問に応じて推進に関する重要事項の調査および審議をする 3. 審議会は調査および審議を行うほか、推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる 4. 委員は15人以内で組織し、男女の比率は委員の総数の10分の4未満としないこと 5. 委員の選任は、学識経験者及び市民から公募し、市長が委嘱する 6. 委員の任期は2年とする 7. 再任を妨げない 8. 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない 9. 組織および運営に関し、必要な事項は規則で定める
第4章	雑則	
	第24条 (委任)	1. この条例の施行について、必要な事項は市長が定める